

# 産官学連携ポリシー

東京農業大学及び東京農業大学短期大学部（以下「本学」という）は、その教育の理念である「実学主義」に基づき、農林水産分野、食品分野、バイオテクノロジー分野、健康分野、環境分野等を含む広範な農学分野に関する教育と研究を通じて、時代の要請に応える有為な人材を育成するとともに、学内における研究・開発の成果を実社会において活用することによって、社会に貢献することを目標としている。

この目標を実現するため、産官学連携をさらに活発に行うことを重視し、本学における基本的な考え方を、「産官学連携ポリシー」として以下のとおり定める。

## 1. 産官学連携の積極的推進

本学は、農林水産分野及びこれに関連する食品・健康・環境等の広範囲な分野に関する教育・研究の拠点として、企業、地方自治体、国の関係機関及び事業主である個人と、それぞれの立場と役割を尊重しつつ、積極的に連携を進める。

## 2. 社会への貢献

本学は、独創的な研究や技術シーズの創出を図るとともに、それらの成果について企業等への技術移転、普及及び活用の促進を図り、本学の研究成果を社会において実用化することによって、より豊かで安全な食生活の実現、環境の改善、健康の増進、地域経済の活性化等に寄与し、もって社会に貢献することを目指す。

## 3. 共同研究・受託研究の推進

本学は、企業、自治体、各種機関・団体等と、それぞれのニーズに沿った共同研究・受託研究を推進し、さらには国際的な連携にも取り組む。

## 4. 透明性等の確保

本学は、産官学の連携に際し、非契約型あるいは個人的連携から契約に基づく組織的連携への転換を図り、合理性、公平性及び透明性が高いものとする。また、産官学連携のルールや活動について、情報公開に努めるとともに、利益相反問題にも十分配慮し、かつ、法令及び公序良俗の遵守、社会的公正さの確保にも十分配慮する。

## 5. 人材の育成

本学は、産官学連携の経験を、本学における教育・研究に反映させ、教育・研究の一層のレベルアップに役立たせるとともに、人材の育成に活用する。

## 6. 研究・教育成果の情報発信

本学は、各種の研究会、展示会及び各種メディア等を活用し、研究・教育成果について積極的な情報発信に取り組む。

## 7. 大学発ベンチャーの育成

本学は、教職員等が本学での教育・研究の成果を企業化するために兼業又は独立してベンチャー起業する場合は、本学の規程に基づき、これを支援・育成する。

## 8. 知的財産権の確立と活用

本学の教職員による教育・研究の成果、あるいは本学教職員と企業等の研究者との共同研究により得られた成果のうち、知的財産権として保護を図るべきものについては、本学の知的財産ポリシー及び関連する規程に基づき、戦略的に出願して権利を確立し、知的財産権を公正でかつ妥当な条件で実施許諾する等、産官学の連携のために積極的に活用する。